

令和元年 第8回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月18日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 第 8 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和元年 1 2 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 議案第 1 号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 4 議案第 2 号 美瑛町青い池駐車場条例の制定について
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第 5 議案第 3 号 美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について (使用料等の改定に関する条例審査特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第 6 号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について
(使用料等の改定に関する条例審査特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第 7 号 美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
(使用料等の改定に関する条例審査特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第 9 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 9 議案第 10 号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第 10 議案第 11 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第 11 議案第 12 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 12 議案第 13 号 財産の処分について
- 第 13 議案第 14 号 財産の取得の一部変更について
- 第 14 議案第 15 号 財産の処分の一部変更について
- 第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 16 所管事務調査の申し出について

追加議事日程

令和元年第8回美瑛町議会定例会

令和元年12月18日

追加日程第10の2 議案第16号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
2番	坂田美香	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山和則	議員
----	------	----

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。今議場に入ってきて、皆さん暑いという感覚をお持ちだと思うんですけども、大きい建物や特にこう大きい部屋なんか、温度調整が何か大変難しい部分があるかと思います。まちづくりにおいても、似たような感じと言いますか、いろいろ調整が必要であり、我々議員がですね、その温度調節の役割を果たしていけたらなと今ふと思ったということでございます。閉会中、休会中ですね、条例審査特別委員会と、慎重なる審査をいただきました。今日も議案さまざまありますので、継続して慎重なる審査をお願い申し上げまして、朝のご挨拶とさせていただきます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番濱田洋一議員と10番野村祐司議員を指名します。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。本日の議事日程は、

議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。本日も定例会、お開きいただきまして誠にありがとうございます。また、休会中の条例審査も賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。それでは、行政報告をさせていただきます。お手元に資料配布済みだと存じます。ご高覧のほどお願いいたします。2点でございます。

まず1点目、叙勲の受章についてでございます。お二方の方が受章をされております。まず、お一方は、受章者、喜多善一様、前美瑛町森林組合代表理事組合長でございます。受賞名、旭日単光章でございます。もうお一方、受賞者は堀田秀輝様、元大雪消防組合消防司令でございます。受章名は瑞宝双光章でございます。喜多様におかれましては、横牛地区において農業に従事されながら平成6年に美瑛町森林組合理事に就任、その後、平成18年から30年までの12年間にわたり、代表理事組合長として手腕を発揮されました。その間、北海道森林組合連合会理事、上川地区森林組合振興会会長を歴任され、木材価格の低迷など、取り巻く環境が厳しさを増す中で、多様な木材利用の促進に取り組み、再生可能エネルギー燃料として、上質な木質チップの安定供給などにご尽力をいただきました。堀田様におかれましては、昭和47年7月1日に美瑛町消防本部消防士を奉職以来、消防に挺身すること40年余りの間、警防行政、予防行政及び消防財政などの消防行政の全般にわたり活躍しておられ、数多くのご功績を挙げられました。喜多様、堀田様のご功績に心から敬意と感謝を申し上げますとともに、心よりお祝いを申し上げるところでございます。誠にめでたうございました。

2点目でございます。令和元年度特別交付税の12月交付額について決定されましたのでご報告をいたします。令和元年度交付額につきましては、2億2007万5000円でございます。平成30年度同期の交付額につきましては2億4352万6000円ということでして、前年比でいきますと2345万1000円、9.6%の減額となっております。前年は豪雨などの現年債が計上されておりましたけれども、本年は、その辺りが皆減となったということが減額の主な要因でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第3 議案第1号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について、大坪正明総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

大坪委員長。

（総務文教常任委員会委員長 大坪 正明議員 登壇）

○委員長（大坪正明議員） 朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第1号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美瑛町青い池駐車場条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第2号、美瑛町青い池駐車場条例の制定についての件を議題とします。本件について、野村祐司産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

野村委員長。

（産業経済常任委員会委員長 野村 祐司議員 登壇）

○委員長（野村祐司議員） 朗読をもって報告といたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号、美瑛町青い池駐車場条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

日程第6 議案第6号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

日程第7 議案第7号 美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第3号、美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件、日程第6、議案第6号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件及び日程第7、議案第7号、美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての件を一括議題とします。本件について、大坪正明使用料等の改定に関する条例審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

大坪委員長。

(使用料等の改定に関する条例審査特別委員会委員長 大坪 正明議員 登壇)

○委員長(大坪正明議員) 朗読をもって報告いたします。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告します。

○議長(佐藤晴観議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。議案第3号、議案第6号及び議案第7号の3案件の質疑は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の質疑は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第3号、議案第6号及び議案第7号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第3号について討論はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回の公共施設の使用料及び手数料の値上げは、町民の生活に深く関わっている課題であります。しかし、これまで丁寧な説明がありませんでした。まず、広報びえい。広報びえいは町民と行政を結ぶ重要な媒体であります。これまで町長は、そのような認識の上に行政を行っていくということを何度も表明されてきました。そこで伺います。広報びえいには、値上げの理由や値上げ幅を掲載されたのか。私は調べました、12月号。その文言は一言もありませんでした。そこで伺います。区長会議や各町内会長にはそのような値上げの理由または値上げ幅。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前 9時47分)

再開宣告(午前 9時47分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

○6番(中村俱和議員) 各町内会長に説明をすべきではなかったでしょうか。私はこのような理由から、あまりにも短い期間の間に、このような町民の生活に直結するような課題を急に、急いで採決する理由はないと考えております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに討論はありませんか。

(「はい」の声)

10番野村議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

休憩します。

休憩宣告(午前 9時47分)

再開宣告(午前 9時47分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

○10番(野村祐司議員) 私は、議案第3号の美瑛町の各種使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。今回の条例改正につきましては、国の定めた消費税率の改定に付随して、改定を審議したものであります。したがって、使用料・手数料の適正化にも関連したことから、消費税増税分を加えたものもありますが、公的事業の財政の健全性は事業の継続性から不可欠の要件と判断をするものであります。したがって、今回の改定につきましては、最低の条例改正と判断し、賛成意見とするものであります。各位の賛同を賜りたく、意見を述べるものであります。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。私は反対の立場から討論いたします。反対の理由を二つ簡潔に述べます。まず、水道事業の平成30年度の収益的収支は黒字であります。したがって、値上げの理由はありません。二つ目、値上げ分の増収分、400万円余りと試算されておりますが、これを施設の更新の費用にするとはいいますが、将来の施設更新は全く未知数であり、400万円を充てるというのは空想の世界と言わざるを得ないのであります。以上、反対討論を申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに討論ありませんか。

(「はい」の声)

13番八木議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。まずもって、討論ができるという当たり前の会議になってきたなど、こんな感じをもって安堵しているところであります。と言いますのは、議案に対して反対であれば採決で手を上げないという意思表示の前に、その理由をやはり討論で述べるべきと、このように考えているからであります。さて、本題に入ります。議案第3号、6号につきましては、特別審議を特別委員会で審議を交わし、委員長の報告どおり意見を付けずに審査結果を、原案を可決をいたしております。こちらの方につきましては、議会会議規則第76条、こちらにおいて、委員会において、少数で破棄された意見で、他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として

留保することができる。また、第2項では、少数意見を留保したものが、その意見を議会に報告しようとする場合において簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出されなければならない。このような議会会議規則があります。

このような規則がある中、今回のように、討論に向かっている訳ですけれども、やはり前段としてこういう手続きもとるべきであろうと思っております。また、内容につきましては、以上の3点から条例生成に関する内容を要約いたしますと、第1点目は消費税増税に伴う改正においては、端数の問題などがあり、都度、上げられてこなかったものを含めての見直し。2点目は、国・道との基準と照らし合わせて整合性をとるための見直し。3点目は、何らかの理由で上げてこられなかったもの見直しであります。いずれも大幅に上がるものについては、経過措置の期間を設けるなどの配慮が見られ、よく議論等を検討されているなというのが各議員の認識ではなかったかと思っております。

このような内容から、今回の賛成の立場の意見として述べさせていただきます。以上、このような内容を踏まえて、採決の方、よろしくお願いをいたします。以上、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。私は反対の立場から討論を申し上げます。反対理由は二つです。簡潔に述べます。一つ、病院手数料値上げはあまりにも乱暴であり、言語道断と言わざるを得ません。なぜ急激な値上げを急がなくてはならないのか。全く説明がありませんし、全く理解できません。町民の声を聞くべきですが、広報びえいにも掲載はありません。

二つ目、値上げによって収益は200万円余りと、200万円余り増えると試算されていますが、病院の経営の実態を見ますと、大赤字を改善する手段には程遠いのであります。こうした病院改善の議論も必要であります。全くその議論には触れておりません。よって、反対討論といたします。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「はい」の声）

13番八木議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。内容につきましては先ほど述べさせていただいたとおりでありまして、少数意見はきっちり報告書に報告できる訳ですから、やはり、その報告書に記載をするべきであり、こういった形で残すべきではないかなというようなことに思っております。特に7号議案につきましては、先日の特別委員会で審議をしてきましたが、内容はやはり患者サービスの充実、この辺のところが一番の課題かなと思っております。このような観点を踏まえ、第1に考えて、本委員会においては、特別委員会においては意見を付けずに報告すると、こういう内容になっておりまして、これが特別委員会委員の総意であろうと思っております。

この辺のところを踏まえて、それぞれ採決において、挙手並びにその辺の賛同をいただきたい、このように感じております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第3号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号、美瑛町各種使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号、美瑛町立病院使用料及び手数料の除条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第9 議案第10号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算に

ついて

日程第10 議案第11号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第9号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第9、議案第10号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件及び日程第10、議案第11号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は63頁から76頁になります。今回の補正予算の主なものは、まちづくり寄附金返礼品及び発送費用の追加、光ケーブル支障移転工事費の追加、介護サービス提供基盤等整備事業補助金の追加、障害者自立支援給付費及び障害児施設措置費の追加、強い農業づくり交付金事業の追加配分による増、大雪消防組合負担金の人件費調整などによる減額、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加及び森林環境譲与税基金積立金の追加などでございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容を説明させていただきます。議案集の63頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案の69頁をお開き願います。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額3万2000円の追加です。視察資料代の追加になります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額はなく、特別職給料の減及び職員手当の増など、人件費の調整によるものでございます。

第2目一般管理費、補正額283万6000円の追加です。まちづくり寄附件数増に伴う返礼品等の発送にかかる郵便料の追加でございます。

第3目広聴広報費、補正額24万1000円の追加です。広報の総頁数の増加による印刷製本費の追加です。

第12目諸費、補正額1325万2000円の追加です。説明欄（1）の地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブルの支障移転工事費及び増設工事費の追加になります。（2）の過年度歳入過誤納還付金は、修正申告に係る個人住民税等の還付金の追加でございます。（3）のま

ちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金に係る返礼品の追加及び寄附件数増に伴う公金代理納付システム利用料の追加でございます。

第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額5万2千1000円の減額です。上川広域滞納整理機構負担金の前年度徴収実績割の精算による減額になります。

議案集の71頁に移ります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額1645万7000円の追加です。説明欄(1)の介護予防サービス計画事業は、介護予防サービス受給者の増に伴う委託料の追加。(2)の介護サービス提供基盤等整備事業は、認知症高齢者グループホーム、施設整備に係る備品の整備補助金の追加。(3)の老人福祉施設措置費は、老人福祉施設入所者1名に係る扶助費の追加でございます。

第3目障害者福祉費、補正額1億1877万1000円の追加です。説明欄(1)の更生医療給付事業は更生医療受給者の増加に伴う扶助費の追加。(2)の障害者自立支援給付費は、障害福祉サービス利用増加による扶助費の追加。(3)の障害児施設措置費は、障害児通所サービス利用増に伴う扶助費の追加。(4)の地域生活支援事業は、移動支援事業、日中一時支援事業の利用増に伴う委託料の追加。(5)の障害相談支援センター運営事業は、障害相談支援対象者の増による嘱託職員報酬等の追加でございます。

第5目いきいきセンター費、補正額28万1000円の追加です。いきいきセンター燃料費の追加及びホールの暖房機器の故障による暖房機の購入費用の追加でございます。

第7目地域支援事業費、補正額79万9000円の追加です。在宅寝たきり等介護用品購入助成事業、利用者の増に伴う扶助費の追加でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目保健センター費、補正額4万2000円の追加です。保健センター電気温水器配水管の取替修繕経費の追加でございます。

第2項清掃費、第3目し尿処理費、補正額199万5000円の追加です。浄化センター機械施設の取水ポンプ及び浄化槽汚泥移送ポンプの故障に伴う修繕経費の追加でございます。議案集の73頁に移ります。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額313万2000円の追加です。強い農業づくり交付金の経営体育成支援事業、農業機械導入等の支援の追加配分による補助金の追加でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額1万円の追加です。土地改良事業の償還金の利子補給額の増加に伴う経営安定対策基盤整備緊急支援事業交付金の追加です。

第3目基幹水利施設管理費、補正額13万4000円の追加です。人事異動に伴う支給対象者の変更による職員手当等の追加になります。

第3項林業費、第2目町有林管理費、補正額1万1000円の追加です。町有林管理に必要な、チェーンソーの使用免許受講料の追加でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額105万円の追加です。企業振興促進補助事業における株式会社ラ・テールの2年度目における事業場の新設及び雇用助成分の追加分でございます。

第3目観光費、補正額72万円の追加です。説明欄(1)の自然の村運営管理事業は、自然の村電気料の不足による追加。(2)の保養センター管理運営事業は、燃料費の不足及び光熱水費の不足による追加です。(3)のその他観光施設等管理事業は、青い池トイレ水道料の不足による追加になります。

第2項文化スポーツ振興費、第5目自然の家費、補正額8万4000円の追加です。自然の家給水ポンプ制御盤の故障に伴う修繕料の追加です。

議案集75頁に移ります。第7目保健体育施設費、補正額194万8000円の追加です。説明欄(1)の町民プール管理運営事業は、木質バイオマスボイラーのチップ使用量の増加による燃料費の追加になります。(2)のスポーツセンター管理運営事業は、スポーツセンターアリーナの入口扉の故障による修繕費用の追加でございます。

第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額240万円の追加です。町営住宅の修繕経費の増に伴う追加でございます。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額2785万7000円の減額でございます。大雪消防組合負担金の平成30年度繰越金の精算及び人事異動に伴う人件費調整、単独事業費の減などによる減額でございます。

第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額128万6000円の追加です。小学校社会科副読本の全面改正に伴う印刷製本費の追加になります。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額714万円の追加です。11月補正以降のまちづくり寄附金336件分714万円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正でございます。

第9目森林環境譲与税基金費、補正額は605万7000円の追加です。森林環境譲与税を財源に今後の森林環境整備等に活用するため、森林環境譲与税の9月交付分605万7000円を森林環境譲与税基金に積み立てる補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集の67頁にお戻り願います。

歳入、第11款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目民生費負担金、補正額22万9000円の追加です。老人福祉施設措置費入所者1名分に係る利用者負担金の追加です。

第3目農林水産業費負担金、補正額4万4000円の追加です。基幹水利施設管理負担金の増加に伴う関係町負担金の追加です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額5842万7000円の追加です。説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は障害サービス利用増に伴う追加。

2番の障害者医療費負担金は更生医療受給者の増に伴う医療費の追加。3の障害児施設措置費負担金は障害児通所サービス利用者の増加に伴う追加です。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額36万1000円の追加です。移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者増に伴う、地域生活支援事業補助金の追加でございます。

第14款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額2921万2000円の追加です。説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は障害サービス利用増に伴う増、障害者医療費負担金は、更生医療受給者の増に伴う医療費の追加。3の障害児施設措置費負担金は、障害児通所サービス利用者の増加に伴う追加でございます。

第2項道支出金、第2目民生費補助金、補正額1365万4000円の追加です。説明欄1の地域生活支援事業補助金は、移動支援事業及び日中一時支援事業の利用増に係る追加です。2の介護サービス提供基盤等整備事業費補助金は、認知症高齢者グループホーム施設整備に係る備品の整備補助金の追加であります。

第4目農林水産業費補助金、補正額313万2000円の追加です。強い農業づくり交付金の経営体育成支援事業、農業機械導入等の支援分の追加配分による補助金の追加になります。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額200万円の追加です。光回線の申し込み件数の増に伴うNTTへの光ケーブル貸付料の追加になります。

第16款寄附金、第1項寄附金、補正額714万円の追加です。まちづくり寄附金336件分の追加になります。まちづくり寄附金は11月20日現在で1702件、3509万円ほどでございます。

第18款繰越金、第1項繰越金、補正額3370万5000円の追加です。財源調整によるもので平成30年度の繰越金は1億7439万7000円で、今回補正による計上額は1億5605万7000円となり、繰越金の保留額は1834万円となっております。

第19款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額239万6000円の追加です。説明欄1の介護予防サービス計画費は、介護予防サービス受給者の増に伴う契約作成費の追加になります。2番の地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）交付金は、在宅寝たきり者等介護用品等購入助成金の増額に伴う追加になります。3の経営安定対策基盤整備緊急支援事業交付金は、事業費の増に伴う交付金の追加になります。

次に、66頁をお開き願います。第2表債務負担行為補正です。草地畜産基盤整備事業における、家畜保護施設の建築資材及び人件費の高騰により、事業費が増加したことに伴う債務負担行為の限度額の変更で、変更前、限度額の2億6781万3000円に2245万8000円を追加し、変更後の限度額を2億9027万1000円とするものでございます。なお64、65頁の第1表歳入歳出予算補正について説明は省略をいたします。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第10号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集の77頁から82頁になります。はじめに77頁をお開き願います。今回の補正は、職員の異動に伴う人件費に係る予算の追加と消費税の申告による額の確定に伴う公課費の予算の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。81頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額67万4000円の追加でございます。職員の異動に伴う職員手当の追加及び平成30年度消費税の申告による額の確定に伴い、公課費の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入の説明を行います。79頁をお開き願います。歳入、第5款繰越金、第1項繰越金、補正額67万4000円の追加。歳出補正の財源充当でございます。78頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） おはようございます。議案第11号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、83頁から84頁になります。今回の補正につきましては、定年延長者への給料及び手当、旭川医大からの派遣医師に係る報酬、経腸栄養を必要とする患者様が増えたことに伴う、経腸食購入に係る材料費の追加補正をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集84頁をご覧願います。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額は1739万6000円の追加です。職員給与516万2000円の追加につきましては、育休職員に代わる看護師採用に伴うものと、退職予定だった職員の定年延長に伴うものです。職員手当103万4000円の追加につきましても、職員給与と同様の内容です。報酬1120万円の追加につきましては、旭川

医科大学から平日外来及び宿直、土日祝日の宿日直等で派遣いただく、先生方の回数の増加によるものです。次に、材料費 132 万円の追加ですが、療養病棟における経腸栄養食の対象入院患者が本年度増加したために、追加をお願いするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで、3 案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3 案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3 案件に関する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第 9 号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第 9 号について総括質疑を終わります。

次に、議案第 9 号に。

休憩します。

休憩宣告（午前 10 時 24 分）

再開宣告（午前 10 時 24 分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

次に、議案第 9 号について質疑を行います。議案集の 69 頁及び 70 頁。はじめに、令和元年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第 1 款議会費及び第 2 款総務費について質疑を許します。

（「はい」の声）

11 番青田議員。

○11 番（青田知史議員） 11 番青田です。2 款 1 項 1 目、職員給与費について伺います。今回の補正によりますと、特別職給与について、減額というふうになっております。こちらの方は副町長の 1 人体制になったということであるのか、ちょっとその辺まず伺いたかったんですが、内容について教えてください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 職員給料の減額分につきましては、今、議員の方からお話ありました、副町長が 2 名から 1 名体制になったということでの減額でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11 番青田議員。

○11 番（青田知史議員） 答弁いただきました。こちらのですね 3 節、臨時事務員等通勤手当について伺います。こちらなんですけれども、町内の臨時職員という方に対しては通勤手当は

ほぼ出ないのかと思うんですが、これ、主にどのようなところから通っている方というか、それとあと人数ですとか、おおよその通勤手当の支給内容について伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 臨時事務員等の通勤手当の内容でございますけれども、2通りございまして、一つは町外から美瑛町の勤務地に通われる、主に専門職の方ですとか、中々こう、町内では採用が難しいような方のケース、それと、町内の方が勤務地が、例えば市街地から離れた、白金ですとか、白金のシェルターですとか、砂防情報センター等、距離があって通勤するのに費用が伴うようなケース、そういう場合にも通勤手当を支給してございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の71頁及び72頁。第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) それでは3款1項2目ですね、説明欄(2)介護サービス提供基盤等整備事業について、お伺いをいたします。先ほどの説明でですねグループホーム虹、建築中のグループホーム虹のですね、備品購入に対する補助金というふうに伺いましたけれども、具体的にどういったものを備品を購入するのか、初動備品だと思いますけれども、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間克哉君) おはようございます。今です質問に対してお答えさせていただきたいと思っております。この補助金につきましては、今現在、増築を進めておりますグループホーム虹のですね、整備に係る補助金の一部でございまして、初動備品、開設のですね準備にかかる初動備品に関しての補助となっております。初動備品の中身につきましては、ベッド数が増えますので、介護用のベッド・マット等の本当の介護用品及びですね、主だったものとしましては、送迎もしくは移送用に使用します車両がですね、グループホームの方とですね、併設されております小規模多機能施設虹ということの二つの事業所にそれぞれですね、福祉車両を購入するということも含めましての事業内容となっております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の73頁から76頁まで。第6款農林水産業費及び第7款商工費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。7款2項7目、頁数76頁ですね、1、まちを動かす人づくり、その中の(1)町民プール管理運営事業について伺います。181万6000円が計上されております。これはバイオマスの追加と伺っておりますが、なぜバイオマスの追加を行ったのか。これについて理由を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 保健体育施設費の(1)町民プールの管理運営事業、181万6000円のチップの購入代金の追加でございます。当初の金額につきましては、全体で年間1100立方ということでその内容につきましては、水温30度設定、また、室内も同じく30度設定、なおかつ火曜日が休館日となっております。その休館日についてはボイラー停止という形で極力光熱費を抑えようということで当初組んでおりましたけれども、現実には水温31度、室内を32度に設定しております。これは利用者の方々からプールから上がると寒いということもありまして、現在、温度を高めてございます。また休館日火曜日でございますけれども、ボイラーを一度止めると水温が下がるということで、現在、通年と言いますか、休みなく稼働してます。なお、夏につきましては、あそこ2台ボイラーでございますので、1台を最小限に使っているところでございますけれども、そういったことから、チップの部分が当初、1100立方というところで低く見積もっておりましたけれども、そういうことからチップ材が不足ということでございます。その部分が500立方強、増えたその部分の追加ということになります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。31年度の当初予算では403万9000円が計上されましたね。この当初予算を組み立てる時にですね、今の温度設定は当然計画されていたと思うんですけどもね。この1度の差、水温を1度上げるということについて、500立米ですか、を使うということは、少し理解に苦しむんですけどもね。それはあの、そういうこともあるでしょう幾らかは。しかし、燃料自体の問題点、含水率だとか発熱量、発熱量っていうのは、機種による発熱量ですね。またはボイラーの熱効率の問題。またはプール全体の施設の断熱性、水槽からの断熱性ですね。それからプールの室温、寒いと先ほどおっしゃいましたけれども、そういったことも含めて総合的にやはり点検すべきではないでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原室長。

○文化スポーツ推進室長(栗原行可君) 水温等につきましては、そのプール建設前からですが、いろいろと近郊のプール状況、あと利用の状況を見て適したのが30度ということで、算出した訳ですけれども、繰り返しになりますけれども、利用者の方々から当然人間の体温は37度前後ということで、ずっと30度のプールに入っていると、出た時に寒さを感じるということでした。最初、室内の部分の水温の部分を上げていたんですけども、当然室内も上げていく。今1度2度という話をされましたけれども、あそこのあれだけの施設でございます。あとは休館日を止める予定でしたけれども、休館日止めるとそういう形で、燃料もくうということです。ランニングコストにつきましては、平成29年の6月の定例議会の一般質問においても、年間600万円程度という形で答弁をしております。今回の当初予算400万ぐらいでありますけれども、追加補正この180万ということで、当時は上限、限度額の600万という形で見ておりました。私どもの方で少しでも節約と言いますか、そういう部分を見積もった中で計算しましたけれども、利用者の声とか、そういう部分も踏まえてですね、今回補正しております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。私は、8款5項1目住宅管理費の中の。

○議長(佐藤晴観議員) すいません。休憩します。

休憩宣告(午前10時33分)

再開宣告(午前10時33分)

○議長(佐藤晴観議員) なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の75頁及び76頁。第8款土木費から第12款諸支出金までについて、質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 8款5項1目、住宅管理費の中の町営住宅管理事業費について、お伺いをいたします。先ほどの提案理由では、修繕経費の増ということで説明されましたが、この時期の240万ちょうどについては、非常に私自身も不自然と考えるんですが、普通端数出ると思うんですが、この240万の修繕箇所についてはどの公営住宅、町営住宅で、どのような内容修理についてか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木比斗志君） はい、お答えさせていただきます。町営住宅の管理事業の修繕料、こちらの方につきましてははですね、今、現にすぐ壊れているものというものでどんどん直していったんですが、これから先、今年度末までに係る費用を想定しながら、予算の補正をさせていただいているところでございます。中身につきましてははですね、利用者の方々が退去した時等々につきましては、その中で過失がないものにつきましては、耐用年数過ぎたところについての修繕、または今現実に壊れてすぐ直さなければならない、例えば、ボイラーですとか、雨漏りするようなところの修繕料を踏まえて、想定された金額をここに計上させていただいております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） それで特定箇所が決まっておらず、将来予見されるであろうというところの予算確保というような解釈でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木課長。

○住民生活課長（高木比斗志君） はい、そちらの部分も結構大きなところがございますが、現にボイラーが壊れて修理しなければならないとか、調子が悪いというところも見受けられてございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） ボイラーなどは急を要するという事で理解はできるんですが、場面によってはね、町営住宅という部分で、これはもう受益者負担、公営住宅、町営住宅という冠がつくから何でも直すという分ではなくて、やはり受益者の過失によるものもあると思うんですが、その辺の解釈というのはどのように考えているか、お伺いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木課長。

○住民生活課長（高木比斗志君） はい、お答えさせていただきます。やはり当然、過失等々で壁が壊れたとかいرونなどでの一般的な利用以上のことが起こった過失については、当然利用者様からの支出という形も考えていておりますが、通常運転させていただいて通常使われているような状況の中で、何か不具合が起こった所につきましては、例えば、建設当時から設備ついているものにつきましては、一般的に壊れた時につきましては、町が支出という形になってございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の67頁及び68頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の63頁から66頁まで。令和元年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表債務負担行為補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を許します。議案集の77頁から82頁まで。令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。議案集の83頁及び84頁。令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

以上で、議案第9号から議案第11号までの3案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

次に、議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

これから日程第8、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩とします。

休憩宣告(午前10時41分)

再開宣告(午前11時10分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

おはかりします。ただいま、町長から議案第16号が提出されました。会議規則第22条の規定によって、これを議事日程に追加し、追加日程第10の2として議題にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号を議事日程に追加し、追加日程第10の2として議題とすることに決定しました。

追加日程第10の2 議案第16号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について

○議長(佐藤晴観議員) 追加日程第10の2、議案第16号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第16号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は追加で配られたもので、91頁から96頁になります。今回の補正予算は来年4月から実施される、青い池駐車場の有料化に向けた準備として管理棟の設置工事費、案内サイン設置工事費及び管理棟内設置の備品の購入費、青い池駐車場チケットの印刷代などの追加でございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。議案集の91頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集の95頁をお開き願います。

歳出、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額1240万円の追加です。青い池駐車場の有料化に向けた準備にかかる経費で、消耗品は管理に必要な消耗品で5万円。印刷製本費は、駐車場チケットの印刷費で65万円。整備工事は管理棟の設置工事一式及び案内サイン3基の設置工事費で1100万円。備品購入費は、青い池駐車場管理用の備品で事務机、椅子、テーブル、紙幣計算機、硬貨計算機、金庫などの購入経費で70万円の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集93頁にお戻り願います。

歳入、第18款繰越金、第1項繰越金、補正額1240万円の追加です。財源調整による追加でございます。平成30年度の繰越金は1億7439万7000円で、今回の補正による計上額は1億6845万7000円となり、繰越金保留額は594万円となっております。なお、92頁の第1表、歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。追加議案集の91頁から96頁まで。令和元年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

7番穂積議員。

○7番(穂積 力議員) 先ほど、議案説明の中で聞いたところによりますと、今この進み具合はすごくスピーディーで素晴らしいという風に受け止めている訳なんですけど、議案説明の中で気になりましたことは、電気工事は含まれてるよと、トイレはつけませんよと、電話は引く予定がないような受け止め方だったんですけど、ぜひ、電話も引き入れる、今回は間に合わないんであれば、それも含めてね検討していただきたい。そういう考えを4月までに間に合わなければ、また早急に成り立つように、と言いますのは、集金したお金も含め、大変な労力が必要かと思う訳ですね。例えば、カードを使うのは今後検討していくという議案説明の中でご案内ありましたけど、私としては、1日でも早くカード決済ができるように、そうすることによってお金の量も減るし、スムーズにお釣りを出す必要もないし、国の方針としても、これからはキャッシュレスの時代、まして、外国人の多い中、カードが優先するべきと考えています。いずれにせよ、そのことで執行するのが遅くなるようなことではうまくないですから、今の計画の中で進めることは大いに賛成なんですけど、早急にどれだけ、詳しいことは私は分かりませんが、カード決済もできるようなことを今年からでも検討に入ってほしいという考えなんですけど、そこら辺、答弁を求めます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 青い池の駐車場の管理棟の運営ということで、今回ここで提案させていただいたのは、4月1日から当面スタート切れる最低限の体制はこれが必要だということで今回提案させていただきました。この後、令和2年度の予算組みもありますので、4月以降の予算も含めてですね、色々こう検討した中でですね、今ご指摘のことも踏まえてですね、対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。7款1項3目、駐車場整備事業の整備工事1100万円について伺います。まず、この管理棟が1棟であるということ为先ほど説明を受けました。しかし、これが基礎工事をしない建物、プレハブであるということなんですけども、説明の時にはそういう図面は一切ありませんから中々イメージがわかりません。それで伺いますけれども、これはプレハブといってもいろいろ幅がありますね。工事に使うようなプレハブなのか、またはログハウスとして売られている販売されている、ログハウス風の建物もたくさんあります。またはですね、このセキュリティ上の対策を行った特別仕様の建物なのか。その辺はどうなってるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 建物につきましては、景観に配慮しながらということで考えておりまして、ログ調の建物をあそこに設置をということで、今のところ、予算提案させていただいてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、ログ調の建物ですね。これは4坪ということなんですけども、これは仮眠室がないとすればですね、ワンルームなんですか。それに広過ぎると思うんですけどもね、周りの景観から考えれば、なるべく小さな建物に配慮しなければならないと思うんですけども、4坪にした理由は何なんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 極力、ご指摘のとおり必要最小限ということで考えてみました。夏場ですね、4坪にした理由は夏場、最盛期どうしても警備員等が6人7人と多くの人

があそこで働くことになりますので、そういった方たちが、休憩しながら食事をとりながらという部分を考えると、妥当な面積はこれぐらい必要ではないかということで判断しました。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。はい、伺いました。次にですね、この建設費1100万ですね。これは4坪ですと坪単価275万、実際に発注するのはそれ以下でしょうけれども。非常にこれは理解に苦しむ。これまた町民の批判を浴びるんじゃないでしょうか。この坪単価275万、理由はどうしてこうなったんでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 先ほど総務課長の説明でもございましたが、土木工事ということで、電気工事も含んでおります。看板も含んでおります。建物も含んでおります。電気工事につきましては、あの施設一帯は電柱がなく、地下埋ということでしております。約電気工事については120メートルほどちょっと電気引っ張ってくるということで、地下埋で引っ張ってくるということで、その部分かなりの金額になりますし、看板も料金表示の看板等々を3基ほど設置を予定しております。そういったものを全て含んでの、この建物だけの1100万ということでなくて、そういう工事一式で1100万ということでご理解願いたいと思います。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認めます。これで議案第16号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加日程第10の2、議案第16号の件を採決します。議案第16号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第11、議案第12号、定住自立圏形成協定の変更についての件
を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧政策調整課長。

（政策調整課長 今瀧 毅君 登壇）

○政策調整課長（今瀧 毅君） 議案第12号の定住自立圏形成協定の変更についての提案理由
につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては85頁、86頁になります。新旧対
照表は別冊資料の80頁になります。平成26年1月10日に旭川市と協定を締結し、平成
27年12月25日内容の一部を変更しました、定住自立圏の形成に関する協定書に規定して
いる生活機能の強化に係る政策分野の連携項目の1、別表第1で定めている、イ、福祉の表中
に、聴覚言語障害者に対する理解を深め、初歩的な日常会話を行うための手話技術の習得を目的
とした、手話講習会の実施に対して、圏域での連携を図る必要性があることから、手話奉仕
員、手話通訳者の養成の項目を追加し、連携体系の整備を行うため、定住自立圏形成協定書の
一部を変更するものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第12号の件を採決します。議案第12号、定住自立圏形成協
定の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 財産の処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第12、議案第13号、財産の処分についての件を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第13号の提案につきまして、ご説明いたします。議案集につきましては87頁になります。財産の処分につきましては、先の議案第8号、美瑛町菅採草地に関する条例の廃止についてお認めいただきました、美沢採草地を美瑛町字美沢川向酪農、服部悟氏に売り払うものです。服部氏が美沢地区で酪農を営み、育成牛約600頭、平成30年度生乳生産量が約3900トン、いわゆるメガファームでもあります。今般、TPP11や、日米貿易協定等における北海道農業への影響は甚大で、北海道で乳製品の生産減少額は約200億円以上とも言われており、酪農経営における体質強化が求められています。本採草地を取得することにより、農地の集積による農作業の省力化、収益性の向上が図られ、自らの酪農経営を盤石なものにするとともに、メガファームでもある服部氏の酪農経営は美瑛町酪農の振興にも大いに寄与するものと考えております。通常は入札またはせり売りの方法によるところですが、当該草地は服部氏の草地と地続きであること、また、美瑛町の他の酪農家が草地として利用する意向がないことから、随意契約方法により相手方と協議済みであり、条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、すみません、売買価格についてお伺いをいたします。売買価格1042万4000円ということで、面積25万5230平米、割り返しますと、4万ちょいというところで過去の売買実例とかですね、そういったものと比べて、若干安いように印象受けるんですけども、算定の根拠など、教えていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい、今の保田議員の質問にお答えいたします。今回の売払い価格の設定につきましては、議員言われたとおり、まず売買実例価格による方法をとらせていただいております。また、それ以外に、この土地がどういう地形であるかとか地質であるかとか、地積に対して実際に畑作として使える面積がどれだけあるか。あるいは、近隣の収益との差を比較して、そういうものも加味して、今回こういう価格を設定させていただいております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) その売買価格につきまして、契約の相手方にですね、説明をして内諾と申しますかですね、理解を得ているのかどうかということをお聞きいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい。今回議案出させていただいてます服部悟さんとは、この価格について協議をさせていただいており、了解をいただいているところであります。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第13号の件を採決します。議案第13号、財産の処分についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 財産の取得の一部変更について

日程第14 議案第15号 財産の処分の一部変更について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第14号、財産の取得の一部変更についての件及び日程第14、議案第15号、財産の処分の一部変更についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明いたします。議案集につきましては88頁になります。本件につきましては、畜産担い手総合整備事業における家畜保護施設整備に係るもので、先般7月31日、第5回臨時会、財産取得について、お認めい

ただいているところですが、事業計画の変更に伴い、事業量及び事業費が変更になったことから、議会の議決をお願いするものです。なお、この変更に伴う美瑛町の負担は発生しないことを申し添えさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) 議案第15号の提案理由につきまして、ご説明いたします。議案集につきましては89頁になります。議案第14号で提案させていただきました、公益財団法人北海道農業公社から購入する家畜保護施設の変更に伴い、財産処分について、議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まず、財産の取得として、家畜保護施設、2100平米が2029平米に縮小されましたね。この件についてですね、これは、その理由について伺います。まず、追加工事によるものなのか、または、仕様変更によるものなのか。例えば、壁、または屋根、または電気、水道などの設備、それによる変更なのか伺います。終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 総括質疑に対してお答えをいたします。本件は適正な法のもとで行われているものでございます。詳細につきましては、担当課の方からお答えをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) 今回、畜産担い手育成総合整備事業、北海道農業公社の事業であります。これにつきましては当初2100平米、その後実施設計を組みまして、その中で具体的に牛舎の面積等を算定した段階でこのような、面積が小さくなったという形で聞いております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認めます。これで、2案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。

次に、議案第15号について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。2案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは2案件について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第14号の件を採決します。議案第14号、財産の取得の一部変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号の件を採決します。議案第15号、財産の処分の一部変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 諮問第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案集は90頁になります。令和2年3月31日で任期満了となる現人権擁護委員から退任の申し出があるため、後任の委員として大谷隆男氏について推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

大谷氏は現在、満64歳でいらっしゃいます。昭和48年に美瑛高等学校を卒業後、美瑛町職員として、平成28年まで勤務され、主に住民生活や保健福祉関係の業務経験が抱負でございます。また、町内会活動を通じ、地域住民の様々な相談対応やBBS活動を通じて青少年の健全育成に携わるなど、地域の福祉の向上や児童生徒の人権擁護に尽力されてきていらっしゃいます。今回退任を申し出されている委員の任期が来年3月31日までとなっており、本町としましては、大谷氏の人格・識見・行動力を高く評価させていただき、その手腕に大きな期待をしているところであり、同氏を新たな人権擁護委員候補として推薦させていただくものでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 暫時休憩します。

休憩宣告(午前11時41分)

再開宣告(午前11時42分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

おはかりします。本件はお手元に配布しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第16 所管事務調査の申し出について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思っておりますので、了承願います。

閉会宣告

- 議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年度第8回美瑛町議会定例会を閉会いたします。
-

閉会挨拶

- 議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。例年と違って休会なども挟みまして、変則の12月定例会だったんですけど、これは絶対風邪引けないなんて思いながらいたところありますが、皆さんお揃いで終わったことに安堵するところでもあります。風邪引けないのは皆さん常にずっと生涯、風邪なんて引いてられないっていうところであるんですけども、年末あります、年始もあります。また年始皆さんに、元気な姿でお会いできますことを願ひまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

午前11時44分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年1月27日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 濱田 洋 一

議員 野村 祐 司